

町報

KADOGAWA

かどがわ

9

平成12年9月号 第462号

今月の主な内容

- | | | | |
|-----------------------|---|---------------|----|
| ■10月より介護保険料徴収が始まります…… | 2 | ■わたしたちの国民年金…… | 10 |
| ■9月15日は敬老の日…… | 4 | ■交番だより…… | 12 |
| ■分別収集…… | 7 | ■お知らせ連絡帳…… | 14 |



平成12年8月5日 **日向支部消防操法大会**
積載車操法の部 第2位

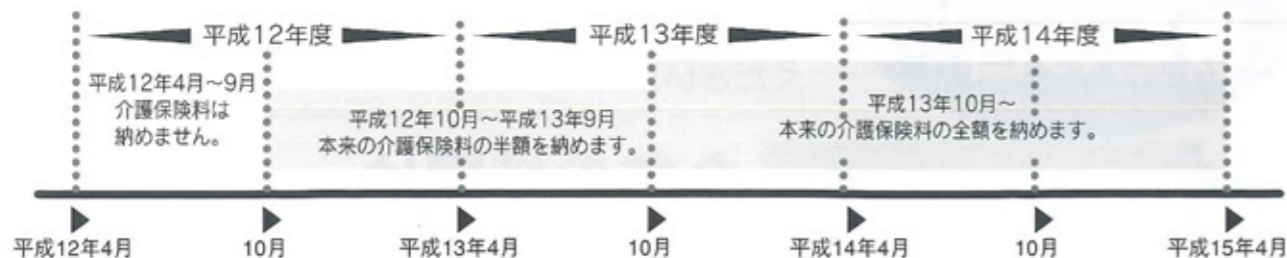
第4部(小園・城屋敷・中山・五十鈴地区管轄)第1分隊

日本一住みよい門川町

○基準額は、門川町で平成12年度から平成14年度までの3年間で必要とするサービス量と65歳以上の方の人数により決まります。

12年度から14年度までの3年間の保険料の基準額 年額34,900円

○平成12年度及び13年度の保険料は、介護保険を円滑に発足させるための特別対策として、次のとおり保険料を軽減します。



12年度、13年度の保険料の年間合計額はそれぞれ本来の額の1/4、3/4に軽減されます。

○平成12年度、平成13年度、平成14年度各段階別の金額は次のとおりです。

区分	12年度保険料(年額)	13年度保険料(年額)	14年度保険料(年額)
第1段階	4,300	13,100	17,400
第2段階	6,500	19,600	26,200
第3段階	8,700	26,200	34,900
第4段階	10,900	32,800	43,700
第5段階	13,100	39,300	52,400

保険料の納め方

○年金額等によって「特別徴収」と「普通徴収」の2種類に分かれています。

特別徴収…年額18万円以上の老齢・退職年金を受給している方

☆各年金の支払月に年金からあらかじめ差し引かれます。

平成12年度は次の金額が差し引かれます。

区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
第1段階	1,500	—	1,400	—	1,400	—	4,300
第2段階	2,300	—	2,100	—	2,100	—	6,500
第3段階	2,900	—	2,900	—	2,900	—	8,700
第4段階	3,700	—	3,600	—	3,600	—	10,900
第5段階	4,500	—	4,300	—	4,300	—	13,100

普通徴収…年金額が年額18万円未満の方や、遺族年金、障害年金、老齢福祉年金のみを受給している方

☆10月に送付される納付書により金融機関などで直接納付していただくか、預貯金からの口座振替になります。

平成12年度は次の金額を納付します。

区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
第1段階	800	700	700	700	700	700	4,300
第2段階	1,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,500
第3段階	1,700	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	8,700
第4段階	1,900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	10,900
第5段階	2,600	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	13,100

○12年度の途中で65歳(第1号保険者)になった方、

他の市町村から転入してきた65歳以上の方の保険料は普通徴収になります。

平成13年9月までは普通徴収になりますが、10月以降はその方の年金の種類や額によって異なります。

保険料を納めないとき…

○保険料を一定期間滞納すると介護保険サービス利用料をいったん全額支払い、後日門川町に申請をし9割分の払い戻しを受けることになります。(償還払い)さらに、その後も滞納が続いた場合は一時的に保険給付が差し止められます。

また、介護サービスを利用するときに過去の未納期間がある場合、未納期間に応じて自己負担が1割から3割になる場合があります。

○災害などの特別な事情があり、一時的に保険料が納められなくなった場合には、保険料の徴収の猶予や、減免、免除されることもあります。介護保険係までご相談ください。

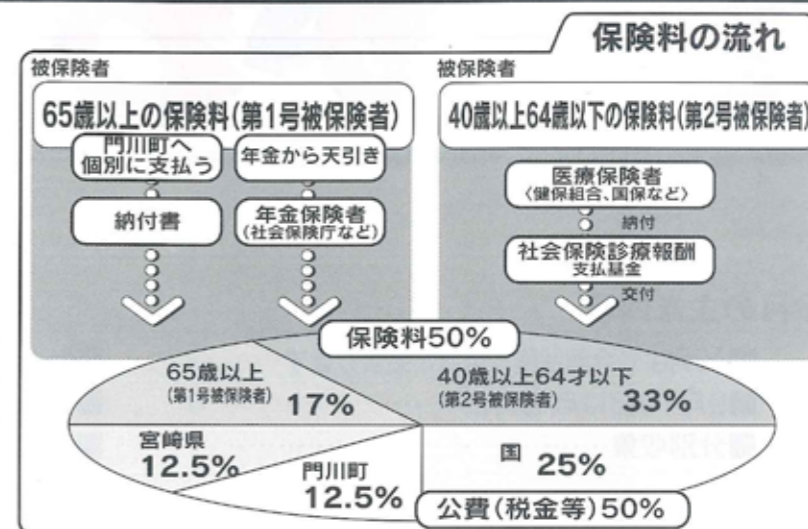
問い合わせ 健康管理課 介護保険係 ☎63-1140 (内線234)

65歳以上のみなさまへ

10月より介護保険の保険料徴収が始まります!

保険料を納めて みんなで介護を 支えます。

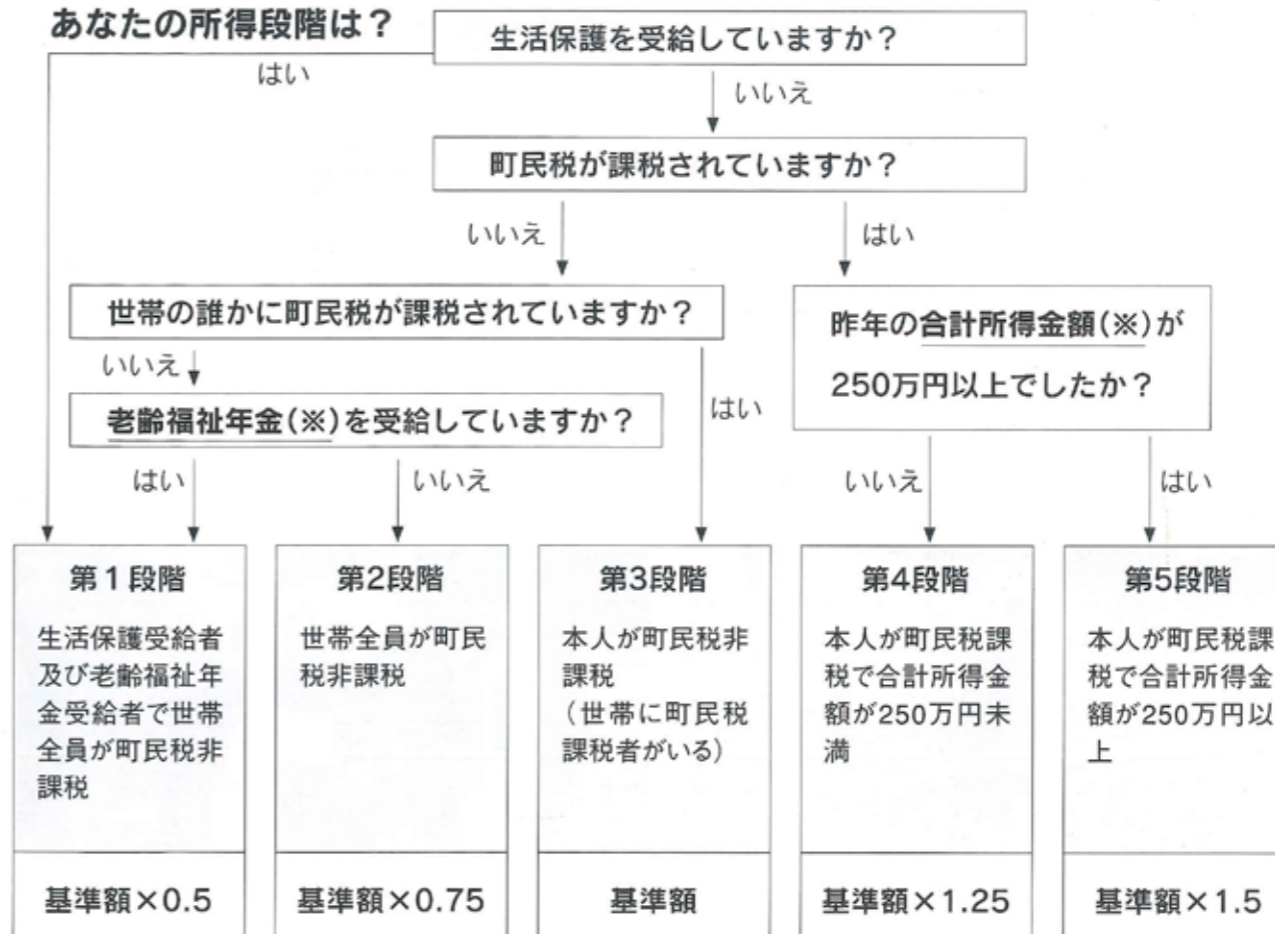
介護保険の財源は、公費(税金)と40歳以上の方が納める保険料です。介護サービスを十分に整えるため、そして介護が必要となったときに誰もが安心してサービスを利用できるように、納付にご協力をお願いします。



保険料の決め方

前年中の所得の状況などに基づいた5段階の金額となり、個人ごとに決められます。

あなたの所得段階は?



※「合計所得金額」とは税法上の用語で収入金額から、必要経費等に相当する金額を控除した金額のことをいいます。たとえば、年金収入の方であれば「年金収入」-「公的年金控除」となります。

※「老齢福祉年金」とは国民皆年金制度が創設された時に、すでに50歳を越えていた方等に支給される特例的な年金です。老齢基礎年金や老齢厚生年金などとは異なります。

東 方					西 方				
前頭1	中 山	松 本	助 治	95	前頭1	本 町	岩 佐	ツネ子	95
" 2	上 井 野	神 谷	ス エ	95	" 2	南 町 1 区	松 田	キ ノ	95
" 3	庵 川 西	福 丸	シ ツ	95	" 3	本 町	中 原	イ ソ	95
" 4	中 村	高 橋	ダ イ	94	" 4	上 井 野	初 田	ヒ サ ノ	94
" 5	庵 川 東	黒 岩	テ ル	94	" 5	上 井 野	黒 木	わ き	94
" 6	庵 川 東	戸 高	ツ イ	94	" 6	庵 川 東	小 川	ヨ シ エ	94
" 7	牧 山	朝 倉	養 蔵	94	" 7	加 草 4 区	岩 切	ハ ギ ノ	94
" 8	加 草 5 区	金 丸	一 子	93	" 8	三 ケ 瀬	黒 木	日 吉	93
" 9	地 球 館	甲 斐	ミ チ ヨ	93	" 9	本 町	河 野	シ ナ	93
" 10	地 球 館	井 崎	フ ミ エ	93	" 10	小 松	峰 山	サ ヤ ノ	93
" 11	中 村	高 橋	ス ミ エ	93	" 11	地 球 館	甲 斐	ハ ル	93
" 12	地 球 館	神 崎	清	93	" 12	大 内 原	宮 本	ケ サ	93
" 13	城 ケ 丘	中 崎	ま つ 系	93	" 13	南 町 2 区	宮 本	善 弥	93
" 14	加 草 4 区	中 武	ミ ツ ノ	93	" 14	東 栄 町	山 田	キ ク ノ	93
" 15	中 村	川 崎	ア サ ノ	92	" 15	小 園	小 林	マ ス エ	92
" 16	地 球 館	奈 須	七 郎	92	" 16	下 納 屋	奈 須	勝 義	92
" 17	中 尾	松 井	カ ツ エ	92	" 17	地 球 館	塩 月	静 子	92
" 18	上 納 屋 1 区	河 野	留 喜	92	" 18	小 園	小 野	チ ヨ	92
" 19	後 向	日 高	正 則	92	" 19	地 球 館	小 松	ミ ヨ	92
" 20	宮 ケ 原	中 越	千 代 松	92	" 20	庵 川 東	黒 木	シ ノ	92
" 21	東 栄 町	福 永	ナ カ	92	" 21	五 十 鈴	児 玉	タ マ エ	92
" 22	地 球 館	奈 須	ハ ル	92	" 22	本 町	水 永	駒 恵	92
" 23	加 草 2 区	大 森	ヒ サ ヨ	92	" 23	本 町	河 野	ヨ シ ノ	92
" 24	宮 ケ 原	河 野	つ い	92	" 24	上 井 野	吉 田	キ ク	92
" 25	加 草 3 区	大 石	ツ タ	92	" 25	庵 川 西	園 田	ツ ル 子	92
" 26	地 球 館	山 本	ク ラ	92	" 26	中 尾	黒 木	ナ ツ	92
" 27	上 納 屋 1 区	田 口	キ ク ノ	92	" 27	庵 川 東	黒 木	ト シ エ	92
" 28	上 納 屋 2 区	藤 島	ア キ ノ	91	" 28	本 町	水 永	秋 満	91
" 29	上 井 野	黒 木	リ エ	91	" 29	中 山	金 丸	ナ カ	91
" 30	上 納 屋 2 区	塩 田	三 鶴	91	" 30	地 球 館	佐 藤	ミ チ エ	91
" 31	平 城 西	大 杉	フ サ エ	91	" 31	下 納 屋	黒 木	ト シ コ	91
" 32	中 村	川 崎	正 見	91	" 32	本 町	日 高	ツ ヨ ル	91
" 33	小 松	柴 田	ヨ シ ノ	91	" 33	旭 町	岩 切	フ ゼ エ	91
" 34	加 草 3 区	請 関	フ ジ ノ	91	" 34	庵 川 西	濱 田	キ ヌ エ	91
" 35	旭 町	奈 須	タ ツ	91	" 35	加 草 4 区	山 口	藤 三 郎	91
" 36	東 栄 町	中 嶋	フ サ	91	" 36	大 内 原	松 本	ト リ	91
" 37	上 納 屋 3 区	藤 島	伍 一 郎	91	" 37	宮 ケ 原	安 田	サ ダ	91
" 38	上 の 町	金 丸	慶 蔵	91	" 38	加 草 4 区	小 早 川	ク ラ	91
" 39	中 村	高 橋	ハ ツ	91	" 39	南 町 1 区	加 藤	シ ゲ ツ	90
" 40	地 球 館	川 口	繁 守	90	" 40	庵 川 東	横 井	ナ ツ	90
" 41	南 町 1 区	岩 切	ナ カ	90	" 41	五 十 鈴	吉 永	ス ギ ノ	90
" 42	三 ケ 瀬	川 野	市 弥	90	" 42	上 の 町	原 田	秋 義	90
" 43	上 納 屋 2 区	河 野	ハ ル コ	90	" 43	本 町	中 村	チ ン	90
" 44	本 町	松 井	マ ス ノ	90	" 44	本 町	久 米	利 信	90
" 45	地 球 館	川 口	貢	90	" 45	旭 町	岩 切	サ ダ	90
" 46	地 球 館	松 原	ト ミ	90	" 46	三 ケ 瀬	本 田	ス ヅ	90
" 47	庵 川 東	内 山 田	隅 蔵	90	" 47	下 納 屋	日 高	平 代 美	90
" 48	城 屋 敷	安 田	竹 治	90	" 48	地 球 館	谷 シ	ナ 子	90
" 49	南 町 1 区	木 村	キ ク ノ	90	" 49	庵 川 西	山 田	チ ヨ	90
" 50	地 球 館	宮 上	ス ナ ヲ	90	" 50	東 栄 町	児 玉	ミ ツ エ	90
" 51	南 ケ 丘	末 永	ス ミ ノ	90	" 51	谷 の 山	高 橋	ギ ン	90
" 52	庵 川 西	和 田	功	90	" 52	西 栄 町	河 野	九 洲 男	90
" 53	上 納 屋 2 区	松 下	ユ キ エ	90	" 53	東 栄 町	高 島	幸 子	90
" 54	中 村	高 橋	サ イ	90	" 54	本 町	二 宮	イ ト ミ	90
" 55	加 草 2 区	梶 谷	ナ ラ ヲ	90	" 55	上 納 屋 3 区	栗 田	栄 三 郎	90
" 56	南 ケ 丘	米 田	ス ミ エ	90	" 56	上 納 屋 3 区	川 端	ト ク エ	90
" 57	三 ケ 瀬	水 永	伊 平	90					

長 寿 者 番 付

“9月15日は敬老の日”

70歳以上の方へ
 9/15は、かどがわ温泉「心の杜」を9:00~22:00まで無料開放いたします。
 (本人の確認のため、老人医療受給者証をお持ちください)



自宅で、くつろぐ吉野ナヲさん(102歳)

今年の横綱は、
 102歳の吉野ナヲさん(中村)
 100歳の米良サヲさん(城屋敷)
 99歳の堀上ヒデさん(地球館)
 99歳の堀川トクエさん(城屋敷)です。



急激に高齢化が進む中、門川町では誰もが健康で生きがいを持ちながら、生涯を安心して暮らすことができるように、他市町村にさきがけて各種の福祉施策にとりくんで参りました。
 今後も引き続き、誰もが暮らしやすい町づくりに施策を展開して参ります。
 9月15日の敬老の日には、各地区や施設等において長寿を祝福する諸行事が催されますが、お互いに思いやり・助け合う気持ちの普及に努めましょう。

門川町の70歳以上の方は、2,749名(男性、991名、女性1,758名)です。(年齢は、9月30日現在の満年齢です。)

東 方				西 方			
横綱	中 村	吉 野 ナ オ	102	横綱	城 屋 敷	米 良 サ オ	100
	地 球 館	堀 上 ヒ デ	99		城 屋 敷	堀 川 ト ク エ	99
大関	地 球 館	村 田 ヒ サ	98	大関	城 屋 敷	中 城 チ ヨ	98
	南 ケ 丘	小 野 花 野	98		庵 川 東	横 井 嘉 市	98
	庵 川 東	黒 木 セ ン	98		小 松	小 谷 ヒ ノ	98
	上 井 野	幸 森 ハ ナ	98		庵 川 東	黒 木 ヨ シ エ	98
関脇	上 井 野	鹿 島 心 子	97	関脇	牧 山	小 川 ソ ネ	97
	庵 川 東	甲 斐 ワ イ	97		中 村	高 松 サ ク	97
	西 栄 町	土 佐 田 ト ワ	97		西 栄 町	金 丸 熊 吉	97
	地 球 館	河 埜 タ カ	97		加 草 2 区	高 橋 セ イ	97
小結	牧 山	黒 木 イ ロ	96	小結	地 球 館	姫 野 カ ヨ	96
	地 球 館	野 間 口 キ ク エ	96		地 球 館	藤 本 ヨ 子	96

※氏名につきましては、一般的に常用されている文字を使用しておりますのでご了承ください。

1. 分別収集の注意点

平成12年6月の第2水曜日より始まった分別収集も、みなさんのご協力により順調に行われていることに感謝申し上げます。2ヶ月を経過し排出状況を調査したところ、次の点について守られていない場合があります。円滑な収集が出来ません。もう一度、注意点をチェックしていただき、分別収集にご協力ください。

- ①缶類
 - ・缶詰の缶、ミルクの缶は本来リサイクルの対象になるものですが、門川町では円滑な収集を行うため、飲料用の缶に限定しています。飲料缶以外のものは、燃えないごみの日（第1・第3・第5水曜日）に従来のステーションに出してください。
 - ・スプレーの缶の混入もあります。スプレー缶は爆発する危険がありますので、必ず穴をあけ、燃えないごみの日に出してください。
- ②ビン類
 - ・食器類・陶磁器等の分別対象外品の混入がありますが、これらはリサイクルできませんので燃えないごみの日に出してください。
 - ・栓付きビンで栓の付いたものも多く見受けられます。必ず栓をはずして出してください。
 - ・ビンは色ごとに分けるようになっているのですが、無色透明ビンと・その他の色のビンで区別が難しいのがあります。ビンの底から透かして見ると分かります。判断しにくいのは分別指導員さんに尋ねてください。
- ③紙類
 - ・新聞紙・チラシは作業効率上できるだけ、2つ折で出すようにしてください。
 - ・新聞をビニールの袋や紙の袋に入れて出しているのがあります。紙類は必ず紐できつく十文字に縛って出してください。
 - ・雑誌類と新聞・チラシとの混入があります。雑誌類と新聞・チラシは説明会や各家庭にお配りした「家庭ごみの分け方・出し方（平成12年度門川町）」のチラシや「門川町分別収集マニュアル（平成12年度）」の冊子にも書いてありますので、それを参考にさせて頂いてお間違いないようにお願いします。
 - ・雑誌等の大きさがまちまちですと荷くずれしやすいです。可能な限り大きさを毎に分け、きつく十文字に縛ってください。
 - ・雨の日又は、雨が降りそうな日は、紙、布類は出さないようお願いします。雨で濡れますとリサイクルできません。
- ④その他
 - ・排出時間は午前7時30分から午前8時30分までです。時間過ぎの排出はしないようお願いします。燃えるごみ・燃えないごみの日についても同じです。
 - ・第2水曜日と第4水曜日は資源ごみの収集日ですので、燃えないごみは出さないようお願いします。燃えないごみは第1・第3・第5水曜日ですとお間違いないようお願いします。

2. 宮崎県公害防止条例(燃焼不適物の屋外燃焼行為規則)について

平成11年7月1日からゴムやプラスチック等の燃焼に伴い、ばい煙または、悪臭を発生する物質の屋外燃焼行為が規制されています。

要
点

- (1) 屋外燃焼行為を禁止する燃焼不適物
 - ①ゴム ②ビッチ ③皮革 ④合成樹脂 ⑤合成繊維⑥被覆線
- (2) 県知事の勧告及び命令
 - ①勧告
知事は、違反行為により人の健康又は生活環境に係る被害が生じ又は生じる恐れがあると認めるときは、違反者に行為の停止等を勧告することができます。
 - ②命令
知事は、勧告を受けた者が勧告に従わないときは、その者に行為の停止等を命令することができます。
- (3) 罰則
この命令に違反した場合は一年以下の懲役又は50万円以下の罰金になります。
- (4) 条例の適用を除外する場合
 - ①適正な燃焼設備を用いて適切な方法により燃焼する場合
 - ②地域における信仰、年中行事等に関する慣習として少量燃焼する時
 - ③風水害、震災その他の非常災害に際し、やむを得ず燃焼する時。なお、上記の適用除外例は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規制される場合もありますので注意してください。

※家庭から排出される少量の紙くずや枯草を焼くには別に規制はありませんが、最近では混住化に伴い、燃焼時に煙が隣近所に充満する苦情が多くなっており、できるだけ燃えるごみの日に出してください。

問い合わせ 生活環境課 ☎63-1140(内線222)

門川町農業経営改善支援センター 経営相談員(専任職員)の紹介

8月1日から門川町農業経営改善支援センター(事務局農林課)に経営相談員として新しく高橋俊一氏が任命されました。

経営相談員は、認定農業者を志向する方の農業経営改善計画作成指導、経営相談活動をはじめ、すでに認定された経営改善計画実現のため、営農指導等も含めた活動を行います。

高橋氏は、昭和49年から22年間JA日向に勤務され主に営農業務を担当しました。

平成8年に退職され、現在はプロイラーを主体とした農業経営をされており、認定農業者にも認定されております。

今後、町内の農業経営者を訪問して経営相談活動を行うこととなりますのでお気軽にご相談ください。



提言書を提出する小林会長



提言書を提出する金丸会長

門川町情報公開制度懇話会(小林作市会長 以下17名)は8月7日、情報公開制度についての提言をまとめ、金丸町長に提出しました。同懇話会は平成12年2月28日に設置され、8回にわたる会議を開催、情報公開制度のあり方や制度化に伴う必要な事項を審議しました。

また、門川情報公開制度専門懇話会(金丸敏雄会長 以下4名)は8月17日、情報公開制度についての提言をまとめ、金丸町長に提出しました。同専門懇話会は法律等を専門とする立場から平成12年3月15日に設置され、6回にわたる会議を開催、国や県、他市町村における情報公開制度や裁判における判例等を研究し、情報公開制度の意義や制度運用に伴う検討内容を審議しました。

情報公開に向けて
「門川町情報公開制度懇話会」「門川町情報公開制度専門懇話会」
から提言書提出

ご存じですか？介護人派遣事業

母子家庭・寡婦・父子家庭のみなさまへ



○介護人(ホームヘルパー)派遣事業とは？

あなたが、病気で日常生活を営むのに支障がある場合や、出張、冠婚葬祭などで子どもの生活が一時的にみられなくなった場合や、仕事で疾病等の子どもの面倒をみることができない場合などに、介護人(ホームヘルパー)による一時的な介護、保育等が受けられる事業です。

○どんな場合に頼めるの？

あなたが、

- ・技能修得のための通学
- ・就職活動
- ・疾病
- ・出産
- ・看護
- ・事故
- ・災害
- ・冠婚葬祭
- ・転勤
- ・出張
- ・学校等の公的行事への参加
- ・仕事で疾病等の子どもの面倒をみることができない場合

等で家族の世話ができない場合です。

○介護内容は？

- ・乳幼児の保育
- ・食事の世話
- ・住居の掃除
- ・身の回りの世話
- ・生活必需品等の買物
- ・医療機関等との連絡
- ・その他必要な用務

○手続は？

派遣対象世帯となるには事前に登録が必要です。福祉課で登録の手続をしてください。

○どうすれば介護人(ホームヘルパー)を頼めるの？

門川町母子会に要請してください。

○ご注意！

- 1 所得によっては、派遣してもらえない場合があります。
- 2 派遣日数は原則年10日です(ただし、やむを得ない事情の場合は延長できます。)
- 3 あなたの住所、家族構成等に変更があった場合(母子家庭、父子家庭でなくなった場合等)は、変更(廃止)届が必要です。

○詳しくは

- (財)宮崎県母子寡婦福祉連合会 ☎ 0985-22-4696
- 宮崎県児童家庭課 ☎ 0985-26-7056
- 門川町福祉課児童家庭係 ☎ 0982-63-1140(内線227)
- 門川町母子会長 山倉ハツ子 ☎ 0982-63-7582(090-3414-2472)

ご存じですか？医療費助成制度

門川町では町民の福祉増進を図るために、医療費について、健康保険適用範囲内でご負担された額の一部助成する制度を実施しております。



- ①乳幼児(0~4歳未満)
- ②母子家庭医療費
- ③重度心身障害者医療費
- ④寡婦医療費

医療費助成を申請される方は福祉課に申請書を準備しておりますので、必要事項を記入し医療機関の証明を受けた上で(もしくは、診療点数の明記された領収書を添付)、福祉課にご提出ください。なお、今後も適正な運用を継続するために、申請に際しては以下の点にご注意ください。

※申請書は間違っていないですか？

申請される医療費の種類ごとに様式が異なります。提出される申請書が助成を希望される医療費に合っているか、ご確認ください。

※記載ミス、記載漏れはありませんか？

- ・記載内容に間違い、あるいは記載漏れがある場合、医療費助成が困難な場合があります。特に、押印、保険の種類・記号・番号、希望振込先金融機関(支店、カタカナの名義等)をご確認ください。
- ・また、「入院」「歯科」「外来」はそれぞれ別の扱いになりますので、助成対象者が同一、あるいは診療月が同一でも別個に申請書を記入してください。(重度心身障害者医療費・寡婦医療費は除く)

※資格証はお持ちですか？(乳幼児医療費を除く)

乳幼児医療費を除く、各種医療費助成を受けるためには資格証が必要です。助成対象となる場合でも資格証をお持ちでない方は助成を受けることはできません。必ず、福祉課にて資格証交付手続きを行ってください。

◎申請書に不備があるものについては、助成保留・返戻等の対象となり、期日通り助成金が支払われない場合もあります。

問い合わせ 福祉課 ☎63-1140(内線227)

わたしたちの国民年金

制度について、理解をしましょう

- 一、国民年金の仕組みを正しく理解しましょう
国民年金は、すべての国民を対象として、老齢基礎年金・障害基礎年金に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与して、老後の生活を安定させることを目的としています。
- 二、国民年金被保険者は次のようになっています。
 - (1) 第一号被保険者
農業・自営業・学生等、また、会社に勤めているがパート等で厚生年金に加入していない20歳から60歳までの人をいいます。
 - (2) 第二号被保険者
会社や役所・学校あるいは法人等に勤めていて、厚生年金・
- 三、国民年金被保険者は次のようになっています。
 - (1) 第一号被保険者
農業・自営業・学生等、また、会社に勤めているがパート等で厚生年金に加入していない20歳から60歳までの人をいいます。
 - (2) 第二号被保険者
会社や役所・学校あるいは法人等に勤めていて、厚生年金・
 - (3) 第三号被保険者
厚生年金・共済組合に加入している第二号被保険者に扶養されている配偶者で20歳から60歳までの人をいいます。

を損することになります。ご自身は届出が済んでいるかどうか不安な方は、国民年金係までお問い合わせください。

三、こんなときは必ず国民年金の取得・喪失・種別変更の手続きをしてください。

①会社等を退職されたときは国民年金の第二号被保険者から第一号被保険者となります。また配偶者が第三号被保険者の時も配偶者は第一号被保険者となりますので種別変更の手続きを必ずしてください。

厚生年金喪失の日の属する月から納付となりますので、届け出が遅れると遡って納付しなければなりませんので、必ず退職されたときに手続きをしてください。

②国民年金の第一号被保険者が会社等に勤めるようになったら第二号被保険者となります。また扶養配偶者がいるときは第三号被保険者該当届の手続きをしてください。正しく手続きをしていないと、今後病気がやがて障害年金に該当する状



届出もれは一生の損

20歳になったとき、就職や退職、結婚などの人生の節目できちんと年金の加入の手続き・種別変更の手続きをしておかないと、年金の受給資格がなくなり年金が受けられないこともあります。特に、配偶者に扶養されている方は、配偶者の就職や退職などによっても、そのつど種別変更の手続きが必要ですが、届出が遅れますと、2年以上の期間については、第三号被保険者としての保険料納付済期間とされませんのでご注意ください。

態であっても請求要件に該当しないことも発生しますので注意してください。

③住所変更をしたときは年金の住所変更届も提出してください。変更届が遅れると、年金についての通知書が遅れますので、年金の支払い等が遅れることがありますので注意してください。

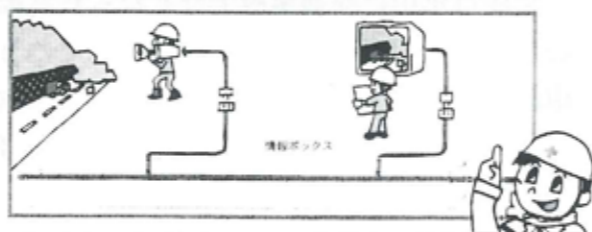
60歳になられる方、ご自分の年金加入状況を確認したい方、福祉課国民年金係で調べることができますのでご相談ください。国民年金・厚生年金の請求も受け付けています。その他お気軽にご相談ください。

建設省は、21世紀の高度情報化社会の実現のために、光ファイバーネットワークの構築を促進しています。

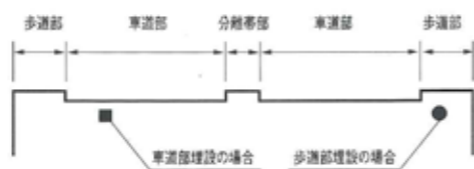
建設省は、21世紀の高度情報化社会の実現またその対応のため、全国的に光ファイバーネットワークの構築を推進しています。情報ボックスは光ファイバーを収容する施設で、宮崎県北地区では、国道10号線の車道や歩道の地下部に埋設が完了しています。光ファイバー網の整備が進めば、各家庭をはじめとした地域社会全体で、情報通信技術の高度化に対応した行政や民間の各種サービスを受けたり、知りたい情報をすくに得ることもできるようになります。建設省では、このような情報化社会の進展に向けた地域づくりや民間の光ファイバー網の整備を支援していくため、地方自治体等行政機関や民間事業者を対象に、情報ボックス及び入線する光ファイバーの利活用を積極的に推進していきます。

1. 防災体制の強化

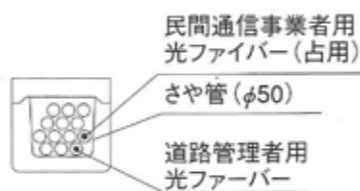
災害を未然に防ぐためのITV(監視カメラ)を光ファイバーで接続することにより、現場情報をすばやく正確に収集し、情報提供ができます。



情報ボックス埋設の位置



道路面



2. 道路情報の提供

カーナビゲーション等によって、リアルタイムで道路情報が提供され、便利で安全なサービスが受けられます。



3. マルチメディア社会の支援

マルチメディア社会の推進により、山間部に住む人が都会に住む人と同様のサービスを受けることができたり、身障者の社会活動の参加など、誰もが平等に生活を行える社会が可能です。

在宅勤務
パソコン通信を使って自宅で仕事！身体障害者の人達だって社会活動に参加できるんだ！

在宅医療
自宅にいながら医師の診断がうけられる！

ホームバンク
でかけなくても自宅で銀行が利用できる！

バーチャルショッピング・モール
パソコンの画面で製品をみて、自宅にいながら買い物！

建設省延岡工事事務所では、一般国道10号において、情報ボックス埋設工事や光ファイバー敷設工事を行っています。道路利用者、地域住民のみなさんには大変ご迷惑をおかけすることと思っておりますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

情報ボックスへのご相談等、詳しくは次までお問い合わせください。

九州地方建設局 延岡工事事務所 道路管理課
延岡市大貫町1丁目2889 ☎(0982)31-1155

子育てについて

～ミツバチ教室～

ひとりで悩んでいませんか？

毎月第2金曜日は、保育所開放とあわせて、ミツバチ教室を開催しています。

保育所の友達と遊んだり、給食と一緒に食べたり。その中でお母さん同士の子育て交流や育児相談を行っています。

特に第1子の子育て中のお母さんは気詰まりを感じがちです。ストレートに悩みが解決するわけではありませんが、ここに来て同じ年頃の子もたちと遊んで・食べて楽しい半日を過ごしてみませんか。心に風が吹くかも…しれませんよ



『お母さんたちの悩み』

- ・離乳食を食べてくれない
- ・食が細くて心配
- ・同じ年の子どもはどのくらい食べているの？
- ・夜間のおっぱいはあせしができない
- ・オムツはずしはどうやってすすめていくの？
- ・近所に同じ年頃の子もき持つお母さんがいなくて子育ての交流の場がない。
- ・おばあちゃんがお菓子をあげるからご飯を食べない。だけど強く言えない。



1. 場所 中央公民館
2. 日時 9月8日(金)9時30分～12時
3. スタッフ 保育士・保健婦
4. 申込先 健康管理課 ☎63-1140(内線230番)

※給食を希望される方は前日までに電話にて予約をしてください。

秋の全国交通安全運動

交 番

だ
よ
り



<問い合わせ>

門川交番
☎63-1442

町民あげて運動に参加し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を心がけ、みんなで交通事故を防止しましょう。

- 1 運動の期間
9月21日(木)～9月30日(土) 10日間
- 2 スローガン
交通安全 マナーアップと思いやり
- 3 運動の重点
 - (1) 高齢者の交通事故防止
平成11年中に交通事故でなくなった高齢者は38人で、このうち四輪乗車中に8人、二輪乗車中に2人、自転車乗車中に4人、歩行中に22人が亡くなっています。
・運転者の方は、歩行者や自転車利用者の動きに注意して、徐行や減速をし「思いやり運転」を励行しましょう。
・「高齢運転者標識」(もみじマーク)をつけた自動車や、道路横断中の高齢歩行者等の保護を図り思いやり運転に努めましょう。
 - (2) チャイルドシートとシートベルトの着用の徹底
平成11年中の四輪乗車中の交通事故による死者は55人で、このうちシートベルト非着用は37人で、非着用者のうち21人(56.8%)はシートベルトを着用していれば助かっていたと思われます。
・シートベルトを自ら正しく着用するとともに、前席同乗者のみならず後部座席同乗者にも正しい着用を促しましょう。
・子どもの体格にあったチャイルドシートを正しく着用しましょう。
 - (3) 自転車利用者のマナーアップ
平成11年中の自転車の交通事故は、1,215件、死者10人、負傷者1,220人が発生しています。

交差点での安全確認をお願いします。

物損事故	人身事故	7 月中の交通事故

- ・「あなたは交通ルールを守っていますか？」自分勝手な自転車の乗り方が、周りに迷惑をかけ事故の原因にもなっています。
- ・交差点では信号を守り、一時停止の標識のあるところでは必ず止まり、安全を確認しましょう。
- ・夜間は必ずライトを点灯しましょう。
- ・二人乗り、並進、傘さし運転はやめましょう。

募集

交通安全年間スローガン

(標語)の募集

【募集期間】平成12年7月初旬
「秋の全国交通安全運動」最終日の9月30日まで(必着)

【募集部門】☆一般部門

◎運転者(同乗者を含む)に対するもの

- 重点テーマ・シートベルト・チャイルドシートの着用の徹底
- 二輪車の安全走行
- 迷惑駐車防止
- 運転マナーの向上
- (高齢者への思いやり運転・携帯電話の使用禁止など)

◎歩行者・自転車利用者に対するもの

- 重点テーマ・安全な横断の励行
- 交差点での安全確認
- 夕暮れ・夜間の事故防止(反射材の活用など)
- 自転車利用マナーの向上
- ☆子ども部門

☆小・中学生自身に交通安全を呼びかけるもの

☆一般部門の応募資格は、小・中学生も可。応募方法は、普通はがき1枚に1スローガンで応募部門、住所、氏名、年齢、職業(学校名)、電話番号を明記する。作品は自作、未発表のものに限る。

また、応募数に制限はなく、多数応募の場合は、はがき大の厚紙を用い一括送付してもよい。学校、地域、職場ごとの応募を歓迎する。

☆子ども部門の応募資格は、小・中学生に限る。応募方法は、普通はがき1枚に1スローガンで応募。部門、学校名、同所在地、電話番号、学年、氏名を明記する。作品は自作、未発表のものに限る。

また、応募数に制限はなく、多数応募の場合は、はがき大の厚紙を用い一括送付してもよい。学校ごとの応募を歓迎する。

【送り先】〒100-8691 東京中央郵便局私書箱38号
毎日新聞社文化事業部「交通安全年間スローガン」係
☎03(3212)0188

お知らせ

知っていますか? 守っていますか?
宮崎県屋外広告物条例

宮崎県では、郷土の美しい自然や街並みを守るため、「宮崎県屋外広告物条例」が定められています。

「屋外広告物」とは、はり紙

やお店の看板、道路沿いの広告板など、建物の外に表示・設置されている広告物のことをいいます。

○お店の看板など屋外広告物を出すときは、原則として許可が必要ですが、

○美しい風景を守るために、屋外広告物の表示や設置ができない場所(地域)があります。屋外広告物は、街の風景です。ルールを守って、すてきな街をつくりましょう!

お問い合わせ 日向土木事務所 ☎(52)4171

交通遺児育成資金の貸付

①交通遺児等育成資金の貸付

1. 対象者
自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った者の子弟(0歳~中学校を卒業までの幼児児童)を対象とし、その保護者が生活困窮等により住民税の非課税対象者となっている等の一定の要件に合致する方。
2. 貸付金額(貸付対象者一人に対して)
貸付と同時に一時金 15万5千円
貸付期間中 月額 2万円
小中学校入学時に入学支度金 4万4千円

3. 貸付期間
貸付決定の月から中学校卒業の月まで
4. 利子
無利子
5. 返還方法
一括返還または無理のない20年以内の均等割賦(月賦・半年賦・年賦)による返還方法の選択。(高校・大学に進学した場合、在学期間は返還猶予できる)

②介護料支給
1. 対象者
交通事故で脳損傷・脊髄損傷により一定の基準に合致する障害者を抱える家族介護者等

2. 支給額
入院の場合(病院長が証明する付添許可期間のみ)一日4,500円
自宅の場合 一日2,250円
◎詳しいことについては、自動車事故対策センター宮崎支所業務課までお問い合わせください。
所在地 〒880-0902 宮崎市大淀4丁目5番3号
南宮崎駅前ビル1号館3階
☎0985(53)5385

平成12年度林業振興補助金

巡回健康診断
林業振興補助金(いわゆる白ろう病)健康診断が次のとおり実施

されます。

振動障害は、チェーンソーなどの振動工具を取り扱うことから生ずる障害で、重度(管理区分C)になるとなかなか治りにくいといわれています。

振動障害を防止するためには、継続的に健康診断を実施し、健康状態を把握することが大切です。

1. 期日 平成12年10月17日~18日
2. 場所 日向保健所
3. 受診料
(1) 林業雇用労働者: 一人当たり、3,675円(消費税175円含)
- (2) 一人親方等: 県補助金が交付されますので無料です。
4. 申込先
林業木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部門川分会(農林課 林政係内)

☎(63)11440(内285)

5. 申込締切 平成12年9月14日

ごぞんじですか! 検察審査会

交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪の被害にあい、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない。このような不満をお持ちの方は検察審査会事務局にご相談ください。相談や申立てについての費用は一切無料で、秘密は固く守られます。

検察審査会では、選挙権を有する一般国民の中から「くじ」で選ばれた11人の審査員が、検察官が事件を起訴しなかったことよしあしを審査します。

詳しくは、延岡検察審査会事務局 ☎0982(32)3291 までお問い合わせください。

不動産登記事務がコンピュータ処理になります。

宮崎県地方務局日向出張所では、土地及び建物の不動産登記事務をコンピュータにより処理することになりました。

- 1 コンピュータ処理への切替日及び地域は、次のとおりです。
- 2 コンピュータ処理になると、業務の取り扱いは次のとおり変更になります。

切替日	地域
平成12年11月27日(月)	日向市、門川町、東郷町、南郷村、西郷村、北郷村、諸塚村、椎葉村
不動産登記簿原本、抄本(手数料1通1,000円)	登記事項証明書(手数料1通1,000円)
不動産登記簿の間覧(手数料1通500円)	廃止(ただし閉鎖登記簿は、間覧できません。)
新設	登記事項要約書(手数料1筆500円)

- ① 地図、地積測量図は、コンピュータ処理にはなりません。なお、共同担保目録につきましては、1月下旬頃にコンピュータ処理に切り替える予定となっています。
 - ② 登記事項証明書は、従来の登記簿謄本や抄本に代わるものであり、法律及び法令上、その効力は謄本や抄本と変わりません。
 - ③ 登記事項要約書は、不動産登記簿の閲覧に代わるもので、登記の現在事項のうち主要な事項を要約表示したものです。
- なお、登記事項要約書は、郵送により請求することはできません。
- 3 問い合わせ
日向市鶴町2丁目7-11
宮崎県地方務局日向出張所
☎0982(52)2944

思いやりの心で豊かな人間関係を...

『人権について考えよう』第2回

Aさんの出来事

街のなかで友達とウィンドショッピングをしながら歩いていました。あの家具は高価だろうとか、あれは君にぴったりだねとか、とても楽しい時間を過ごしていました。と、急ぎ足の人がAさんにぶつかりました。あ!、とびっくりしましたがぶつかった人は、そのまま知らん顔をして通り過ぎて行きました。なんて失礼な人だろうと不愉快になりました。

この出来事を考えてみましょう。極端な言い方ですが、Aさんは急ぎ足の人に危害を加えられたのです。暴行されたのです。刃物を持った人だったらどうなっていたでしょう。怖いですね。あなたがぶつかったらどうしますか。「あ、失礼」とか、「ごめんなさい。」とか声をかけたにちがいません。このあいさつは、間違っただけでぶつかったのですよ、あなたに危害を加える気持ちはもうとうなかったのですよ、という意味表示なのです。このことが、相手の人権を尊重したということなのです。

逆に、「あ、失礼」とか、「ごめんなさい。」とか声をかけなかったら、どんな意味があるのでしょうか。それは、私は道を通る権利がある、ぶつかったのはあなたがそこに居たからだ、そこでウィンドショッピングなんかして邪魔したあなたが悪いのだ、ということなのです。自分こそ通る権利があるのだ、ということです。しかし自分からぶつかったのです。危害を加えたのです。暴行したのです。声をかけないのは、私はあなたの人権を侵害したという意味表示なのです。あなたは自分の人権を侵害されたから不愉快になったのでしょうか。二人して「あ、失礼」とか、「ごめんなさい。」と言えれば、楽しい日になったことでしょうか。

こんなことって、ありませんでしたか?

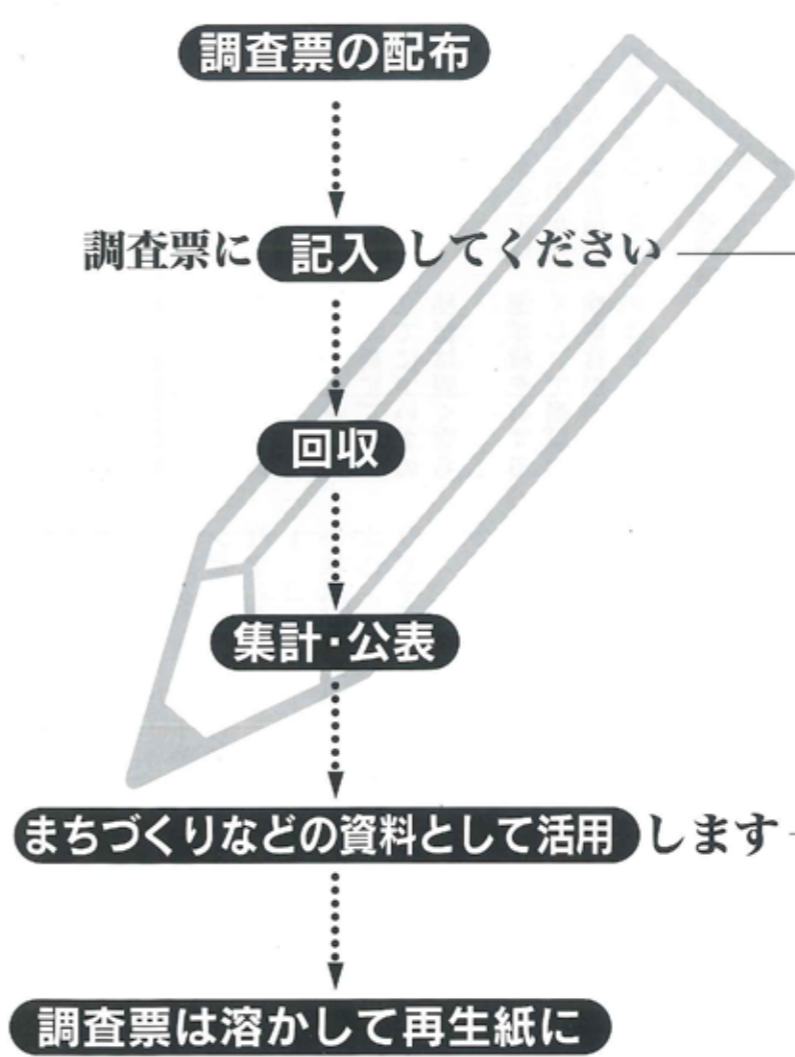
9月のカレンダー



日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	8/31	1	2
					町内小中学校始業式 血圧測定 (9:00~10:00 門川町役場町民室) マタニティ教室 (13:30~15:00 門川町役場図書室)	
3	4	5	6	7	8	9
かどがわ日曜朝市 (7:00~9:00 アビオ広場) 体力ワンランク アップ運動講座 (9:30~ 心の杜)		基本健康診査 上井野地区 (13:15~13:45受付 上井野公民館) 松瀬地区 (14:10~14:30受付 松瀬公民館)	2歳児歯科健康相談 (H10年2~3月生 13:15~13:45受付 総合福祉センター) 五十鈴小学校林間学校 (~8日まで 5年生 むかばき少年自然の家)	基本健康診査 城屋敷地区 (13:00~13:30受付 城屋敷多目的研修センター) 宮崎県林業災害 防止研修会 (10:00~15:30 総合文化会館)	保育園開放日 ミツバチ教室 (9:30~12:00 中央保育所) 基本健康診査 加草地区 (13:00~13:30受付 加草公民館)	
10	11	12	13	14	15	16
門川保育所運動会 (9:00~ 門川保育所) 男性料理教室 (9:00~ 中央公民館)		基本健康診査 庵川西地区 (13:00~13:30受付 庵川西公民館)	資源ごみ収集日 基本健康診査 庵川東地区 (13:00~13:30受付 庵川東農村集落センター)		敬老の日 (かどがわ温泉「心の杜」 70歳以上無料開放)	
17	18	19	20	21	22	23
かどがわ日曜朝市 (7:00~9:00 アビオ広場) 門川町職員採用試験 (8:00~ 門川農業高等学校) 第54回門川中学校体育大会 (8:30~ 運動場)		パーフェクトメニュー 実践講座 (初級・中級合同 10:00~ 中央公民館)	1歳6ヶ月児健康診査 (H11年2~3月生 13:30~14:00受付 総合福祉センター) さるびあ塾 (~21日まで 佐賀県九電開発視察)	秋の全国交通安全運動 (~30日まで) 在宅介護食 ボランティア講座 (9:00~ 中央公民館)		秋分の日 五十鈴保育所運動会 (9:00~ 五十鈴保育所) 中央保育所運動会 (9:00~ 中央保育所)
24	25	26	27	28	29	30
第46回西門川小中学校 合同運動会 (8:30~ 運動場) 東臼杵郡壮年 ソフトボール大会 (9:00~ 東郷町)	体力ワンランク アップ運動講座 (9:30~ 心の杜)	とまと教室 (10:00~ 中央公民館)	資源ごみ収集日 門川中学校修学旅行 (~30日まで 2年生 広島・北九州方面) 防災訓練 (門川保育所)		平成12年度東臼杵郡 町村議会議員大会 (8:30~ 門川海浜総合公園) 乳児健康診査 (H12年1~2月生 13:30~14:00受付 総合福祉センター)	

あなたの調査票には 日本の大切な未来がつまっています。

あなたとこのまちの21世紀のために10月1日、国勢調査を実施します。
5年に1度、日本に住んでいるすべての人を対象に行う大規模な統計調査です。



9月下旬から、調査員がみなさんのお宅に調査票を配りにおかがいします。調査票がお手元に届いたら、10月1日現在のみなさんの状況を記入してください。記入していただく項目は、男女の別、出生の年月、就業状態、通勤・通学地、住居の種類など22項目です。記入していただいた内容は、統計を作成するためにだけ使い、調査票は集計後に溶かします。調査票に書かれたことが他にもれることは絶対にありませんので、ご安心ください。

10月9日までに、再び調査員が調査票を受け取りにおかがいします。

調査の結果は、今年の12月から公表します。まず、人口や世帯数の速報値を、その後「高齢者世帯の状況」や「労働力状態、産業別構成」などを順次集計・公表していきます。例えばこれらの調査結果は、まちづくりを進める貴重な資料として役立てていきます。現在、日本は人口の高齢化が急速に進んでいます。お年寄りが暮らしやすいまちをつくるためには、住宅や福祉、医療の面でどういった対策が必要かを、調査結果から探っていきます。このほかにも、議員定数を決めたり、都市計画を策定したり、平均寿命を算出したり…。あなたとこのまちの21世紀のために、国勢調査の結果を、いろいろな分野で活用していきます。



全国少林寺

空手で優勝!!

このほど鹿児島市で開かれた全国少林寺流空手道選手権大会において本町中須の水永隆幸さんが見事優勝されました。

一般軽量の部組み手には全国の強豪60人が出場。6試合のうち判定勝ちが3本という苦しい戦いの中で栄冠を勝ちとられました。

水永さんは6歳の時から空手を始め、門川支部で練習に励む傍ら、小学生の指導も行い青少年健全育成にも貢献されています。

全国優勝おめでとうございます。



宮ヶ原

地域婦人会優勝!!

8月6日(日)、門川町地域婦人連絡協議会主催によるバレーボール大会が開催されました。成績は、優勝宮ヶ原チーム、準優勝加草チーム、3位庵川西チームでした。

8月20日には、東臼杵郡婦連協主催の大会が北郷村で開催され、宮ヶ原チームが町代表として参加いたしましたが、惜しくも3位でした。ご苦労さまでした。



今月の納期

- ・ 集合税 4 期
- ・ 国民年金保険料 9 月分

●町内人口

[8月1日現在人口]

男	女	計	世帯数
9,188 (9,192)	10,305 (10,310)	19,493 (19,502)	6,750 (6,749)

※()内は前月



発行日/平成12年9月1日
 発行編集/門川町役場 総務課
 〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町本町1-1
 TEL (0982) 63-1140(代) FAX (0982) 63-1356

「町報かどがわ」についてのご意見・ご希望は、総務課までハガキかFAXでお送りください。